

第6節 広 報 活 動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。

(2) SNSの活用

労働委員会に対する県民の認知度を向上させ、委員会制度の利用促進を図る目的で、県公式Xおよび県公式Facebook等を利用した情報発信を行っている。

(3) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の業務や利用手続を記載したリーフレットを配布している。

(4) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事を連載している。

665号（3月） 不当労働行為事件のあらまし

666号（5月） 労使間のトラブルでお困りなら、まずはこちらに相談を！

667号（9月） 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを！

668号（12月） 無料の出前講座を実施しています！

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規や労働福祉施策、職業能力開発施策等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約4,000部であり、希望先にはメール配信を行っている。また、県ホームページにおいても公開されている。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約4,800箇所に案内チラシを約12,000部配布した。また、労働委員会ホームページや新聞、県広報誌、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約4,700箇所に案内チラシ約7,500部を配布した。また、労働委員会ホームページ、新聞、相談会開催市広報誌等の広報媒体により紹介した。その他、相談会開催市へ訪問し労働委員会の活動や労働相談会の紹介を行った。

(7) 出前講座における労働委員会の紹介

出前講座において、労働委員会の業務や利用手続等を紹介した。